

Houjin

いせさき 法人会報
2026.10.1 No.301

会員がつなぐ地域の未来… 伊勢崎法人会ネーミングライツ紀行 Vol.2

法人会の仲間が命名権(ネーミングライツ)を取得している施設をシリーズで紹介します。

メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎 《伊勢崎市昭和町3918》

耐震補強や最新の音響・照明設備の導入を伴う大規模改修を経て、2020年6月にリニューアルオープンした地域の芸術文化の発信拠点です。



株式会社 板垣 (伊勢崎市本町4-26)

御社の事業内容を教えてください…

メガネ、補聴器の小売りチェーン店を34店舗展開。
店舗エリア、店舗数は群馬県27店、埼玉県4店、長野県2店、栃木県1店。
健康とファッションに関わる商品を扱う専門店として、人々の生活をサポートして未来の暮らしを豊かにしていく会社を目指しています。

命名権を取得した想いをお聞かせください…

2024年に創業100周年を迎えるにあたり、長年にわたり育てていただいた伊勢崎市への感謝の気持ちを形にし、地域へ恩返しをしたいという思いからネーミングライツを取得しました。

伊勢崎市文化会館は、市民の皆様が親しまれる文化活動の中心施設であり、その維持発展に少しでも貢献できればと考えています。

また、約200名の当社社員の8割以上が群馬県在住で、そのうち約5人に1人が伊勢崎市民です。

地域を代表する文化施設に当社名が冠されることは、社員が地域への愛着や仕事へのやりがいをより深く感じるきっかけにもなると考えています。

「メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎」が市民の皆様が親しまれる愛称として定着し、地域の文化振興や活性化の一助となるとともに、当社としても地域とのつながりをより深めていければ幸いです。

主な記事

- Shining person …………… 2
- 税務署長着任のあいさつ …………… 3
- 令和9年度税制改正に関する提言(県連) …… 4～8
- 行政機関からのお知らせ …… 9～12
- 女性部会・青年部会 …………… 13～15
- 行事予定・コラム …………… 16



一般社団法人 伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp

Shining person

株式会社グランクラス

【住所】高崎市下之城町511-1 M-1ビル2F

代表取締役 榎 泰知
リスクコンサルタント 鈴木 彩華

株式会社グランクラスは、群馬県高崎市を拠点に、法人のお客様を中心とした損害保険・生命保険を取り扱う総合保険代理店です。

当社は保険の提案にとどまらず、中小企業の経営課題を総合的にサポートする「次世代型保険代理店」として、経営者の皆様の事業成長に伴走する体制を整えています。

近年、経営者が保険代理店に求めるものは大きく変化しています。

「保険の話だけ」ではなく、事業の成長に役立つ情報や信頼できる専門家、経営の相談相手を求める声も増えています。こうしたニーズに応えるため、グランクラスでは約150社の専門家と連携し、幅広い経営課題に対応しています。

企業を取り巻くリスクは、事故や災害、賠償責任、従業員の労災、経営者の万一等多岐にわたります。私たちは事業内容や経営状況、将来のビジョンまで丁寧にお伺いし、それぞれの企業に合ったリスクマネジメントや資産形成をご提案しています。

代表取締役の榎は、法人会とも提携するAIG損害保険株式会社で法人営業の経験を積み、60年以上続く独立制度の歴史の中で記録を更新する実績を残し、2025年に株式会社グランクラスを設立しました。

伊勢崎法人会の皆様とは、これまで榎が担当として関わらせていただき、今年度からは鈴木がその役割を引き継いでおります。

これまで築いてきたご縁を大切にしながら、鈴木を中心にグランクラス全体で伊勢崎地域の皆様をサポートしてまいります。

私たちの理念は、「お客さまの立場で考え、共に歩み、より良い未来を創る」こと。

保険は契約して終わりではありません。

企業の成長や環境の変化に合わせて長く伴走し、伊勢崎法人会の皆様に「何かあったらグランクラスに相談しよう」と思っただけの存在を目指してまいります。



(左から)松尾さん、鈴木さん、榎さん、坂田さん、芥川さん

2026 〈令和8年〉 税務カレンダー

10月

- 9月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 8月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 8月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 2月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
2月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
5月末決算法人(年3回の場合)
11月末決算法人(年3回の場合)

10月13日(火)まで
11月2日(月)まで
11月2日(月)まで
11月2日(月)まで
11月2日(月)まで

11月

- 10月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 9月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 9月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 3月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
3月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
6月末決算法人(年3回の場合)
12月末決算法人(年3回の場合)

11月10日(火)まで
11月30日(月)まで
11月30日(月)まで
11月30日(月)まで
11月30日(月)まで

12月

- 11月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 10月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 10月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 4月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
4月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
7月末決算法人(年3回の場合)
1月末決算法人(年3回の場合)

12月10日(木)まで
1月4日(月)まで
1月4日(月)まで
1月4日(月)まで
1月4日(月)まで

税務署長着任のあいさつ



伊勢崎税務署長

山田 潤一郎

この度の人事異動により、国税庁長官官房東京派遣主任国税庁監察官から伊勢崎税務署に参りました山田でございます。前任の荒川と同様、よろしくお願いたします。

伊勢崎税務署管内は、群馬県南東部に位置し、交通利便性に恵まれた県内有数の産業都市であります。製造業をはじめとする多様な企業が集積し、豊かな農業や商業とともに地域経済を支えています。また、多文化共生のまちとしても知られ、多様な人々が活躍する活力ある地域として発展を続けております。

一般社団法人伊勢崎法人会の皆様におかれましては、橋本会長をはじめとする役員の皆様の優れたご指導の下、「よき経営者を目指すものの団体」として、このような地域経済を支える企業の皆様を結び、健全な企業活動と地域社会の発展に大きく貢献いただくとともに、税に関する研修会や説明会を通じて正しい税知識の普及に努められるとともに、税制提言活動、地域社会貢献活動、青年部会・女性部会による幅広い活動を展開されております。こうした活動は、納税意識の向上と地域社会の発展に大きな役割を果たしております。様々な機会を通じて税務コンプライアンスの向上や、適正申告の推進など、日頃から税務行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税務行政におきましては、納税者の皆様が適正かつ円滑に申告・納税を行うことができる環境整備を進めるとともに、適正・公平な課税の実現を通じて国民の皆様の信頼に応えていくことが重要な使命であると考えております。

近年は、国税のキャッシュレス納付やe-Taxの利用拡大など、税務手続のデジタル化を進めております。納税者の皆様の利便性向上を図りながら、より効率的で質の高い税務行政の実現に努めてまいります。

その一環として、「令和9年1月以降の源泉徴収票のみなし提出の特例」が開始されます。本特例は、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となることに加え、給与支払報告書を市町村に提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされる制度で、事業者の皆様の事務効率化にも繋がるものとなります。

また、経済社会がグローバル化・デジタル化により大きく構造転換している中、税務行政においても、こうした外部環境の変化に合わせて果断に業務改革を推進するなど、国税組織自身が変化していくことが不可欠であり、その取組の一つとして、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を進めてまいります。GSS（ガバメントソリューションサービス）が導入されたことを踏まえ、業務の在り方や職員の働き方について、業務の改善や効率化に取り組んでまいります。

関東信越国税局においても、以前より進めておりましたが、内部事務のセンター化につきまして、当局最大の北浦和業務センターを開設するなど、伊勢崎税務署を含め、当局管内の税務署全てがセンター化対象署となったことや、9月には、国税システムの更改が行われるなど、本年は、変革の年となっております。

こうした取組を進めるうえでも、法人会の皆様との連携は欠かせません。今後とも、税のオピニオンリーダーとして、正しい申告納税制度の普及と地域経済の発展にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

令和9年度税制改正に関する提言(群馬県法人会連合会)

群馬県法人会連合会から令和8年6月19日付で、令和9年度税制改正に関する提言が全国法人会総連合へ提出されましたので、その内容を報告します。これは県内各単位会の税制改正に関する要望事項を基に、県連税制委員会で検討・協議されたものです。

なお、本会の要望事項の取りまとめに当たりましては、税制委員の皆様にご協力をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

《はじめに：わが国企業を取り巻く経営環境》

2026年2月28日に開始された米国・イスラエルによるイラン攻撃は、日本企業にとって極めて厳しい経営環境をもたらしている。当初の局地的な軍事行動から、ホルムズ海峡の封鎖や周辺国への攻撃へと事態が拡大・長期化しており、日本経済はスタグフレーション（物価高と景気悪化の同時進行）の危機に直面している。ホルムズ海峡の事実上の封鎖により、日本の原油輸入の約94%（2025年時点）を占める中東供給が停滞している。原油価格は1バレル120ドル台まで高騰する局面もあり、石油製品や化学製品の価格を押し上げている。2026年3月の企業物価指数は前月比0.8%増と大幅に上昇した。企業の8割が事業にマイナスの影響があると回答しており、コスト増を価格転嫁しきれない中小企業を中心に経営が圧迫されている。

ホルムズ海峡の通行困難に加え、イランによる周辺国への報復攻撃により、重要施設やインフラが被害を受け、半導体製造や医療に不可欠なヘリウム、プラスチック製造やビニール製造に不可欠なナフサ供給が途絶し、各産業に深刻な打撃を与えている。

原油高とインフレ懸念から、2026年3月には日経平均株価が大幅に値下がりし、投資家のリスク回避姿勢が強まった。

2026年4月に一時的に停戦が報じられたものの、トランプ大統領が「逆封鎖」を実施するなど、先行きは極めて不透明だ。中東依存を減らすため、米国産原油への代替調達（5月には前年比4倍の見込み）や、グリーントランスフォーメーション（GX）による脱化石燃料化が急務となっており、サプライチェーンの多角化や、デジタル技術（AI）を活用した効率化・付加

価値創造が鍵とされている。

こうしたことから国益を守るために規制や取締りを強化する「経済安全保障」と呼ぶ概念が出てきており、様々な規制強化による経済活動は、連鎖の末端に繋がる地域経済を底支えしてきた中小企業に秩序の崩壊を招くことになるなど思わぬ余波となり大きな打撃を受ける事になってしまう懸念がある。

このように社会情勢が刻々と変化する中で、原油価格の高騰もあり、高止まりしている資材の調達コストと納期遅延等々偏りのある連鎖のリスクに、統廃合、再配置の動きも加速し、見直し等もある中、地域の零細企業、中小企業は、大きな痛手となり、合理化を進めるにしても、業務のデジタル化の遅れもあり、人手不足等々も加速し、人的資源に乏しい事もあり、対応に苦しんでいる。

様々な個人消費も冷え込み、特に、地域に密着する中小零細企業には大きな打撃を与え、地域社会を支える中小企業の基盤に大きな毀損を与えるなど、地域社会にとって、新たなリスクとなってきた。

行政改革、社会保障制度等の見直しも含めて、一層、注力していかなければ財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ず、痛みを伴う道のりではあるが、歩みだす時であり、先送りをしてきた考えは、改める時であり喫緊の課題である事は言うまでもない。

コロナ下で疲弊した景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等と共に中小企業の事業継続・事業承継に資する税制措置を整備することが最重要な課題となる。

雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献し、大企

業とは異なる中小企業の特長である多様性並びに柔軟性を生かし、地域社会を支える中小企業の活性化と持続的な成長のために、新たな基点で活発に活動できる事業環境を整備し、中小企業の特長に着眼した税制の実現が必要であると考えます。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特長に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。経営者層の高齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

資産の世代間移転が高齢化している事も課題となっている。家族間の相続・贈与等の関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、資産の早期移転を促す税制の構築が必要と考える。事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれつつあり、やがて、崩壊の危機に曝される事になる。

地方創生の中でも、新たな創業支援等だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業の承継には新たな支援が必要であり、社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く施される時である。多様な働き方が拡充する中で、働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくべきである。

戦中・戦前の戦費調達などを目的に導入された有期税制の速やかな廃止、税負担の軽減措置も含めた「税のグランドデザイン」の再構築による公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、毀損している担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

【基本的な課題】

1. 行政改革の徹底

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興・国防と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取り組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念が出ており、官僚により繰り返される過剰な付度の横行が見え隠れしている。

特に、新型コロナ対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、官僚組織や政治家の昨今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切る

ような事態に陥っている事は看過できない事案である。

組織防衛を優先し、危機対応を阻むことが散見された。我が国の官僚機構は、新たな危機に見舞われる都度、その機能不全をさらけ出している様は何とも情けないものである。グローバル化とデジタル化の進展で変化のスピードが格段に上がった21世紀、20世紀型の官僚機構を引きずったままの日本は置き去りにされるばかりである。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- I 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- II 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- III 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- IV 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。
- V 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

2. 安定した社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべきことであるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねる事を危惧する。

先ずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、歳入庁の創設など改革を断行することにつぎ。

3. 自然災害に対し強靱な経済社会を構築するための税制処置

頻発化・激震化する自然災害に対して、企業のレジリエンスを確保することは、喫緊の課題であり、事業者の自主的な対策を税制上側面支援することが重要となる。

火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分、積立率、洗替保証率について、所要の見直しを行うべきである。

【法人税制について】

1. 定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員報酬の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のものについては損金算入されなければならないと考える。

2. 法人所得課税の税率引き下げ

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

3. 中小企業の法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、

- I 現行800万円の軽減税率適用所得金額を1,600万円程度に引き上げ、現在15%(時限的)の軽減税率を更に一段と引き下げる。
- II 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。
- III 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

4. 冠婚葬祭費等について

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

5. 防衛特別法人税の基礎控除額の拡充と税率の維持

令和8年度より、「防衛特別法人税」が付加されることとなったが、適用期限については「当分の間」とされているため、企業にとって将来の税負担の見通しが不透明である。課税停止の時期の明示を強く要望する。

また、実質的には「課税所得2,400万円以下の法人(全法人の94%)」には課税されないことにはなるが、全ての法人に確定申告の際に防衛特別法人税の申告書を提出する義務が生じるため、経済活動への影響

は否めない。導入にあたり、基礎控除額(年500万円)の拡充と税率(4%)の維持を要望する。

【消費税について】

インボイス制度導入にあたって事務負担は明らかに増加した。アンケートにおいては、「確認作業についての負担増」を訴える回答が多くなっており、併せて「免税事業者ともこれまでと変わりなく取引を行う」との回答が過半数を占めている。

8年度改正において、経過措置の見直しも行われたが、更なる支援を検討して欲しい。

また、週2回以上発行される新聞のみに軽減税率が適用され、コンビニ・駅売りは適用されないなど、軽減税率導入の趣旨にそぐわない措置を取る理由も不可解である。改めて消費者が納得出来る制度となるよう検討願いたい。

なお、消費税は“基幹税”として、公平で安定的な財源であり、今後増大する社会保障の重要な財源としての機能を果たしている。

食料品などの高騰対策として一時的とはいえ減税を行ったとしても、その規模は数兆円にのぼり、代替財源の確保は困難であると考ええる。

減税を、有権者の支持を得るためのスローガンとせず、低所得世帯への給付金等による対応を行うべきと考える。

将来世代にツケを回さないためには、社会保障の主要財源である消費税の減税には慎重を期し、責任ある財政規律の堅持を要望する。

【事業承継税制について】

1. 相続税の軽減措置

事業継承の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者(相続人)の相続税の軽減措置を講ずること。そのために基礎控除の引き上げ等考えるべきである。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

2. 本格的な事業承継税制の創設

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様ながら、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と

区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

3. 事業承継時の未上場株式の評価方法の見直し

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

4. 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

【個人所得課税について】

政府が物価高騰の税負担軽減対策として、所得税が課税されない給与収入額が従来の103万円から160万円に引き上げられたが、インフレが継続する経済環境下においては、固定的な控除額のままでは実質的な増税となり、パート・アルバイト等の就業調整を招きかねない。控除額の定期的な見直しを要望する。

中小企業の人手不足緩和にも繋げられるよう、物価上昇に応じた基礎控除及び給与所得控除の自動的な引き上げ(物価連動スライド制)による柔軟な運用により、働き手自身が就業時間を抑制することのない環境の整備が行われることを要望する。

【地方税について】

1. 固定資産税の見直し

固定資産税は、地方自治体にとって、地域社会の基盤を支える重要な安定財源であるが、企業にとっては、収益の有無にかかわらず課される「固定費」としての性格が強く、設備投資や事業拠点の維持を行う中小企業にとって大きな財政的負担となっている。

償却資産(事業用資産)に対する固定資産税の将来的な廃止を強く求めるとともに、機械装置等に対する減免措置の拡充・延長などを見直し、整備を要望する。

2. 事業所税の廃止

地方税法で定められた人口30万人以上の都市に課税される「事業所税」については、群馬県においては前橋市・高崎市で導入されているが、固定資産税が課税された上での課税であり、二重課税となるため、引き続き廃止することを要望する。

3. 外形標準課税について

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業に

は課税すべきではない。

【厚生年金制度について】

少子高齢化の急速な進展に伴い、公的年金財政の持続可能性を確保することは喫緊の課題となっている。

厚生年金の適用範囲拡大と、それに伴う企業負担の割合は、中小企業にとって重要な課題と考える。

パート従業員などの非正規雇用の増加、高齢者雇用の増加など、多様な働き方への対応に伴い、近年、制度の適用が拡大されているが、アンケートにおいては、「人材確保面においてやむを得ない」としながら、経営を圧迫する企業負担割合の増加には反対との声が多い。

単なる適用範囲の拡大だけでなく、「社会保障と税の一体改革」の重要な位置づけと考慮した上、社会保険料の補助・賃上げ促進税制との連携強化など、中小企業への実質的な支援策を考慮した制度の構築を要望する。

【印紙税制度について】

現在の経済取引は、事務処理のデジタル化が進み、作成される文書の形式や内容が変化してきている。電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となっている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となっており、印紙税は廃止すべきである。

中央官庁や地方自治体が電子契約等を推進することによって民間にも広がっていくものと考えられる。

【DX化への取り組みについて】

1. マイナンバー制度の普及について

行財政改革に取り組むにあたり、DX化の推進は、最優先の課題と考える。まずは、拙速に制度の整備を進めるより、信頼性を第一に制度の整備を進めて欲しい。

一昨年12月には、紙の保険証の発行が終了して「マイナンバーカードの健康保険証利用」が本格的に開始されたが、医療機関でのマイナ保険証の利用率は、昨年12月時点で全国利用率は約6割にとどまり、利用率の伸びも鈍化してきている。

また、「運転免許証との一体化」においても、2枚持ちの推奨など導入の趣旨に反する対応が呼びかけられるなど、不信感を覚える。

マイナンバーカードは、行政サービス向上のために

欠かせぬ制度である。信頼性を担保した上での整備を進めて頂きたい。

なお、中小企業においても、イータックスとエルタックスはほとんどの企業で導入されてきた。両システムの一体化についても今後取り組んで頂きたい。

2. イータックスとエルタックスについて

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、イータックスとエルタックスの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指すべきである。

また、電子申告・電子納税の更なる利用促進に向け、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設等を求める。

【自動車関係諸税・酒税の二重課税について】

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的に見ても過重な負担であることから、簡素化・軽減化を要望する。

なお、現在は政府からの補助金(現状30円超/リットル)により店頭価格が170円/リットル程度に維持されているが、健全な価格形成とはいえないとともに、補助金の財源の枯渇も懸念される。原油の安定的な供給のための施策や円安対策にも期待したいが、消費者への安定的な供給のためにも、制度の抜本的な改革を要望する。

また、運送業・物流業界においては、燃料費の高騰に加え、時間外労働時間が制限されたことにより、人件費の増加に伴う利益率の低下などの経営を圧迫する状況となっている。物流全体に支障が生ぜぬよう、法人税での減免・補助金の導入などの対応を要望する。

酒税についても、自動車関係諸税と同様の理由にて、廃止を要望する。

【年金課税の廃止について】

年金は老後の安定のためのものである。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何のための年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

【地方創生への取り組み】

地方創生は地方だけの問題でなく、国家維持のために不可欠なものである。そのための予算を国は地方への一律配分ではなく、地域特性に合った施策が展開で

きる予算とするべきである。

地方では人口減少が加速し、このままではインフラ設備の維持も困難となってくる。国は省庁及び企業の地方分散を進め、地方の人口増加を図るとともに、地方の人口増加を出生率の増加につなげるような施策を講じ、人口減少を最小限にするべきである。

ふるさと納税については、出身自治体に限る等の見直しを行うべきである。

【優良申告法人に対する施策について】

地域経済を担う中小企業、小規模事業者の経営状況は極めて厳しい状況となっている。その状況下においても、適正申告に積極的な中小企業優良申告法人に対しての(年数に応じて)一時的な法人税を減税されるような優遇措置を要望する。

【租税教育の充実】

法人会における租税教育への取り組みは、子ども達が税の意義・用途等を理解し、「税は日常から切り離せないもの」と認識してもらうための重要な事業と位置付けられており、小学6年生を対象とする「租税教室」・「税に関する絵はがきコンクール」は、学校側からも高い評価を受けている。

成年年齢が20才から18才に引き下げられたことに伴い、子ども達への社会的自立に対する教育・支援が、今まで以上に重要性を増している。

引き続き、税に関わることのみならず、契約や消費者教育、選挙権の行使など、子供たちが「実社会で必要な知識」が身につくようなカリキュラムの構築を要望する。

【提言のあり方について】

法人会が中小企業の声を発信する組織ということをして、より積極的に、より強くアピールするため、「税制改正要望大会」の復活を引き続き強く要望する。

また、過去における、コロナ禍の発生時や大規模自然災害発生時など、法人会では早い段階での経済・税制に対する“緊急提言”を行っていない。

今般の一時的な消費税減税論議についても、何らかの姿勢を示すべきとも考える。

会員からの意見を集約をした上での提言発信が筋ではあるが、全法連税制小委員会等において意見をまとめ、「税のオピニオンリーダー」としての提言を速やかに発信するような体制の構築を強く要望する。

事業者の皆さまへ



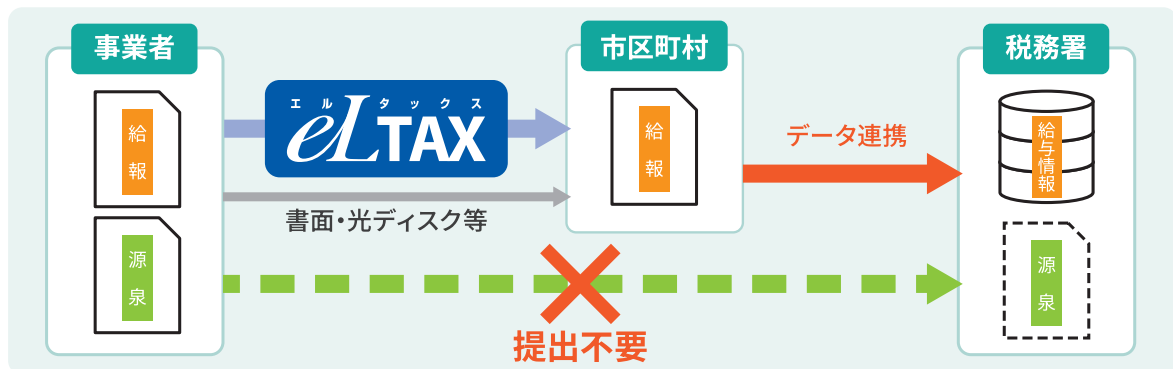
令和9年1月から 源泉徴収票の 提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に
提出する必要がなくなります！**



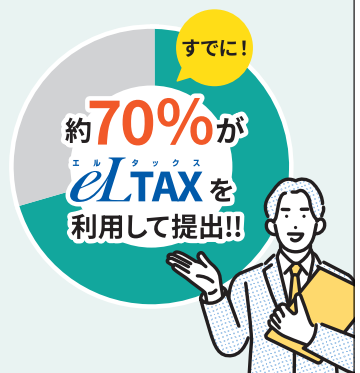
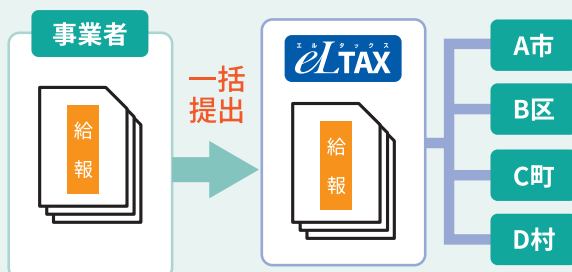
給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAXを使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

提出先が多すぎて、
手間もコストも
かかって大変です…！



どうしたらもっと
効率的に提出
できますか…？



裏面もお読みください

まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報が
マイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大

24時間365日電子申告・電子納付等ができます！
※メンテナンス時間を除く

GビズIDログイン機能の実装

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、
以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票と
まとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、 税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の
調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、 従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)
※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないよう
ご注意ください。

参考
リンク



制度改正の
内容について
(国税庁ホームページ)



eLTAXの
利用方法について
(地方税共同機構
ホームページ)



給与情報の
マイナポータル連携
(国税庁ホームページ)

許しません! 不正軽油

不正軽油とは？

軽油には、1 リットル当たり 15 円の軽油引取税が課税されています。

不正軽油とは、脱税目的で軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油を軽油と称して販売、消費される燃料のことをいいます。

不正軽油は、**悪質な脱税行為**であるだけでなく、排ガス中の有害物質を増加させ、私たちの**生活環境に大きな被害**をもたらしたり、石油製品販売業、運輸業、建設業等の**公正な市場競争を阻害**する重大な社会問題です。

《不正軽油は、
犯罪です！》
不正軽油を製造したり、販売することはもちろんのこと、**不正軽油と知って購入、使用した人にも、罰則が適用されます。**



群馬県では、不正軽油に関する情報提供を呼びかけています。

- 著しく安い価格で軽油の販売をしている業者がいると聞いた。
- トラックに、灯油や重油を給油している人を見かけた。
- 廃業したガソリンスタンドにタンクローリーが出入りしている。 など

【不正軽油 110 番】 ☎ 027-231-2801

(前橋行政県税事務所 県税課 軽油引取税係)

情報提供いただいた方の秘密は厳守します。

～ぐんま電子申請受付システムから 24 時間通報を受け付けています～



不正軽油通報フォーム

群馬県不正軽油撲滅対策協議会

群馬県石油商業組合、(一社)群馬県トラック協会、(一社)群馬県バス協会、
(一社)群馬県建設業協会、国土交通省群馬運輸支局、群馬県警察、群馬県

エルタックス
eLTAX

地方税共通納税システムについて

オフィスや自宅でラクラク電子納税！

Before これまでは…

- 納付書や取扱金融機関が納付先の自治体ごとに異なり事務処理がとても煩雑…
- 金融機関の窓口が混雑している場合は長時間待たないといけない…
- そもそも金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 特に個人住民税の納付事務は毎月発生し事務負担が大きい…

After 地方税共通納税システムを使うと！

- 金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅からPCで電子納付できる！
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「**ダイレクト納付**」ができる！
- 電子申告から納税まで**ワンストップ**で手続きできる！
- 複数の自治体に一括で納付できる！
- 納付先の自治体の**指定金融機関でない金融機関**からでも納付できる！

よくあるご質問 Q & A

Q 地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は？

- A**
- 法人都道府県民税
 - 法人事業税
 - 特別法人事業税
(地方法人特別税)
 - 法人市町村民税
 - 事業所税
 - 個人住民税
(給与特徴)
(退職所得に係る納入申告)
 - 個人県民税
(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)
 - 地方たばこ税 ● 入湯税
 - ゴルフ場利用税
 - 軽油引取税

Q 利用できる時間は？

A 平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日の8時30分から24時までご利用できます。

※別途、休日に利用できる日があります。

Q ダイレクト納付とは？

A 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

ご利用者の生の声を紹介します！

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります！
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です！

詳しくはホームページをご覧ください。  <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

令和8年度租税教室

伊勢崎税務署管内の小学校16校と四ツ葉学園中等教育学校の計17校の租税教室を伊勢崎法人会が担当しています。1学期に実施した租税教室の様子をご紹介します。 ※()内は講師名



5月15日 赤堀小(阿部)



5月18日 境小(栗原)



5月28日 あずま北小(山遠)



5月29日 南小(矢尾)



6月3日 赤堀東小(山遠)



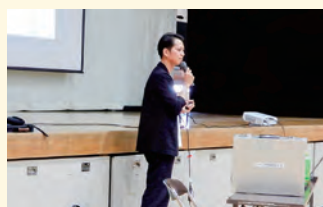
6月4日 玉村町立南小(清水)



6月9日 殖蓮第二小(菅家)



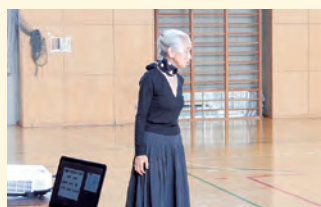
6月11日 三郷小(杉原)



6月16日 茂呂小(泉)



6月17日 殖蓮小(矢島)



6月24日 北小(杉原)



7月7日 豊受小(阿部)



7月8日 境栄女小(尾島)



7月9日 四ツ葉学園(杉原)



7月10日 北第二小(金井)



7月10日 赤堀南小(矢島)

青年部会
女性部会
MOVE (動き)

青年部会 税務研修会

令和8年8月3日(月)18時より、ニューいづみにおいて、一般社団法人伊勢崎法人会青年部会「税務研修会」が開催されました。冒頭、矢尾明彦部会長より、日頃のご支援に対する感謝の言葉が述べられました。続いて、「県法連で高浦講師の講義を聴き、大変印象に残った。ぜひ伊勢崎の皆様にも聴いていただき、健康経営への関心を高めてほしい」との挨拶がありました。

当日のテーマは「健康経営プロジェクトを法人会全体の取り組みへ」です。講師には、前橋法人会健康経営委員長の高浦亮様をお迎えしました。

講義では、青年部会が健康経営に取り組む意義について、歳入と歳出の差が拡大していく、いわゆる「ワニの口」を例に挙げ、国家財政や企業経営と照らし合わせながらご説明いただきました。

健康経営への取り組みは、あくまでも課題解決に向けたきっかけの一つであり、企業が抱える課題を抽出し、事実に基づいて解決策を講じていくことが重要であるとお話いただきました。

また、採用(雇用)→育成(教育)→意欲(格差)→支援(貧困)→継続(高齢化)→貢献(納税)という好循環を生み出すことが、企業における収支のバランスを整え、組織の体質を健全にしていくことにつながるというお話がありました。

参加者の多くが真剣に耳を傾け、健康経営への理解を深めるとともに、伊勢崎法人会として今後さらに健康経営を推進していくための第一歩となる、大変有意義な税務研修会となりました。

伊勢崎法人会青年部会では、今後も税務研修会を継続的に開催してまいります。会員の皆様の積極的なご参加と、引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(青年部会副部会長 栗原 弘充)



女性部会

創立40周年記念祝賀会

令和8年7月7日(火)、来賓42名、部会員29名の出席をいただき、最高の一日を会場に開催されました。

小谷野部会長は「女性部会は人の心を豊かにしてくれるサクラのような存在でありたい」とあいさつ。

来賓の荒川伊勢崎税務署長には、「広瀬川クリーンのつどい」や「からくり時計下の花いっぱい運動」などの地域貢献活動への評価を頂き、臂伊勢崎市長からは、平成11年にスタートした「ウオッチザ・議会」について、“大変心強く感じるとともに身の引き締まる思い”とのお言葉をいただきました。橋本会長からは“女性部会は法人会には、なくてはならない存在”と身に余るご挨拶をいただきました。



小谷野部会長



荒川署長



臂市長



橋本会長

「女性部会 輝かしき10年の軌跡」では、実行委員長として、平成28年度からの歩みの映像に合わせてコメント。15分の予定が30分近くに…平謝りに謝りました。

ノンアルコールのシャンパンで乾杯。シェフの技とおもてなしが光る宴(うたげ)に盛り上がり、出席された皆様からお褒めの言葉もいただきました。

記念品はいせさき銘仙(絶滅種)のポーチと事務局手作りの創立40周年の記念誌(こだわりの逸品)。この記念誌を特別顧問の美原恵里先生が絶賛され、美原先生が施設長をなさっている老人保健施設アルボースの記念誌作成にあたり、学ばせていただきますとのうれしいコメントを頂戴しました。

石川玉村町長の締めのご挨拶でお開き。

中島みゆきの“糸”が流れる中、実行委員長からの真心(黄色のバラ1本とフィナンシェ)を来賓の皆様部に部会員が手渡ししながら、お見送りしました。

フィナーレはロビーの階段で記念撮影です。

祝賀会の様子は7月8日の上毛新聞に最高のアングルで掲載されましたので、ご覧くださいませ。すべてに感謝した最高の日、ありがとうございました。

記念樹のしだれ桜は来春、植樹いたします。さあ、これから新世への船出です。部会員の皆様、ご期待ください。
(女性部会創立40周年実行委員長 杉原 みち子)



杉原実行委員長



女性部会

第109回ウォッチ・ザ議会

令和8年6月15日(月)午前10時、伊勢崎市議会一般質問を傍聴。

1 地域防災力の向上について

市消防団は5方面隊44分団で構成。現在の団員充足率は全体で90.3%であり、就業形態の変化や少子高齢化により年々減少している。消防水利は計画的に点検維持管理している。自主防災組織訓練は4年に1度、各地区で実施されている。機能別団員の活用や学生・女性の登用を継続していく。地域防災士資格取得のサポートと取得後のフォローアップを支援していく。

2 高齢者支援の充実について

相談支援体制として、地域包括支援センター及び9カ所の高齢者相談センターを設置。令和7年度の相談件数は14,835件。相談内容は複雑化しており、包括的な支援が必要である。高齢者総合相談センターが中心となり、認知症サポーターオレンジサン（認知症サポーター養成講座受講者）やチームオレンジが見守り支援等を行っている。困りごとがあった際に速やかに相談していただけるよう、今後も高齢者相談センターの更なる周知を進める。

3 自転車利用者の安全対策について

自転車事故の発生件数は近年増加傾向にあり、うち4分の3は自転車側に法令違反がある。青切符制度導入後1か月間の状況として、青切符交付件数は全国で2,147件（群馬県21件）、指導警告件数は13万5,855件であったことが公表されている。交通安全教育は各学校において、発達段階に応じた教育を年間通して行っている。小学生には交通指導員等の協力により交通ルールの大切さを直接指導していただく。中学生にはスタントマンによるスクエアドストレート方式の交通教室を実施するほか、中学3年生は卒業後に交通反則通告制度の対象となる16歳になることから、改正道路交通法内容周知を含めた警察講話を実施する。

4 市北西部の都市計画について

市北西部はスマートインターチェンジのある良好な交通アクセスを有するとともに、華蔵寺公園などの観光資源があり、市内外からの交流促進につながるまちづくりが進んでいる地域。都市計画マスタープランで産業拠点と位置付けており、産業と観光・レクリエーションの拠点地域を目指す。

5 境第一・境第二学校給食調理場における調理業務の民間委託について

令和9年度から予定している民間委託は調理の一部を委託するものであり、場長には市職員を置き、運営は本市が行う。急な人員不足や労務災害発生への恐れがあったため委託するもので、人員補充や専門業者による業務効率化が期待される。これまでと同様に厳格な衛生管理を求め、食の安全基準は現状と変わることはない。委託後は現在の正規調理職員は他調理場に異動、会計年度任用調理職員は受託事業者の求人に応じていただきたいと考えている。業者選定にあたっては、価格のみで決定せずにプロポーザル方式で決定する。

6 消防団境方面隊の統廃合について

統廃合は調査検討中だが、団員不足やポンプ自動車の更新、詰め所用地確保などの条件があり、慎重に進める必要がある。団員の労務負担の軽減や設備の充足が統廃合のメリットとなる。統廃合には地域住民の理解がないと難しく、区長を始め、団員や地域関係者の意見を聞きながら、慎重に調査研究する。

7 美術館基本構想について

美術館設置の要望がある事は認識しているが、専門職員配置や施設整備に多大な費用がかかる。当面は既存施設を活用する。文化芸術振興基本計画策定の考えは現時点ではない。まずは既存施設を最大限に活用することが重要であり、市民ニーズ、施設の機能・規模、維持管理手法など、持続可能な美術館のあり方を見極めていく。

（傍聴を終えて）

議会傍聴後の8月22日、赤堀小学校で開催された「歴史文化の継承と新たな価値創造～歴史資産を活かしたシビックプライドの醸成～」をテーマとした「iミーティング」（市長が市内で活動している団体から、市政の課題に関する意見や提案を聴くための意見交換会）に参加しました。上野国佑佐郡正倉（八角形倉庫）跡と鶏形埴輪のキャラクターについて殖蓮小と赤堀小の6年生がそれぞれ発表。活動の取組や発想、ユーモアに満ちたその語りに脱帽。アクティブラーニングを進めている伊勢崎市の教育が感じられて未来が楽しみです。臂市長の「文化財保護を大切にしている伊勢崎市を誇りに思う」や三好教育長の「自分で考え、学び、行動することのすばらしさを今日、教えていただいた」との発言にあったとおり、老若男女が皆でコミュニケーションを育み、シビックプライドの豊かな街を目指していることを強く感じました。（女性部会 杉原 みち子）

花いっぱい運動(社会貢献活動) 令和8年6月25日(木)

27年前にかかあクラブの茂木さんと一緒にスタートしました。当時のからくり時計下は瓦礫の山で見苦しく、どうにかならないかと市役所に相談に参りました。当時は行政主導で植栽は許可するが、許可願いを申請するようにとのこと。植えた後の管理(水やり、除草、肥料、花がら摘み…)は1年に2回。初めは1日目に花を抜き、片付け、天地返しをし、翌日植栽。年間4回の作業です。だるま市や七夕、夏祭りの折には担当者から「邪魔だ!迷惑だ!」との苦情も。勿論、花代金は法人会です。ある事務局長はトラクターを持ち込み、一人で開墾をされ、私達を驚かせたこともありました。足利銀行の職員のサポートも頂きましたが、福島社長の「花が踏みつぶされる!!」。メンバー2人+事務局3人のことも今では懐かしい思い出です。

花のレジェンド、自ら大型車で埼玉の市場まで仕入れに行かれるフラワーショップフクシマの福島社長が関わってくれてからは社長の太っ腹なご厚意に長らく甘えておりました。しかし、社長も寄る年波からそろそろ辞退したいとのことで、2回ほど前から国道50号沿いのフラワーガーデン泉へ、事前に事務局2人とともに花を選びに伺い、プロのセンスと予算を含め、アドバイスをいただいております。若い社長は伊勢崎市在住。

継続こそ力、頑張ります。当日朝の市長の激励には毎回エネルギーを頂きます。ありがとうございます。（女性部会 杉原 みち子）



群馬県税務功労者表彰

県税を通じて県政の発展に寄与した個人又は団体の功績をたたえるための令和8年度群馬県税務功労者表彰式が、7月31日(金)午前11時から群馬県庁「正庁の間」において挙行されました。

本会からは、会長として適切な申告納税や自動車税の期限内納税についての啓発を会員のみならず広く地域住民に周知した功績により、橋本公章氏が群馬県知事から表彰されました。



橋本 公章 氏

令和8年

※予定は変更となる場合があります

これからの行事予定

月	日(曜日)	行 事	場 所
10月	6日(火)	広報委員会 14:00	伊勢崎商工会議所
	8日(木)	全国大会(茨城大会)	水戸市民会館
	20日(火)	決算期別説明会 14:00	伊勢崎商工会議所
	21日(水)~22日(木)	女性部会視察研修	みなかみ町
	26日(月)	税に関する絵はがきコンクール審査会 14:00	伊勢崎商工会議所
	28日(水)~29日(木)	役員視察研修	横浜市
11月	2日(月)	公開セミナー「丸橋克守氏講演会」 18:30	メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎
	5日(木)	女性部会ランチタイム研修 10:00	小暮邸(三室町)
	12日(木)	納税表彰式 15:00	プラザアリア
	14日(土)	日帰り視察研修	足尾方面
	17日(火)	税を考える週間記念事業 18:00	MOVIX伊勢崎
	20日(金)	全国青年の集い(島根大会)	松江市総合体育館
	25日(水)	玉村支部視察研修	横須賀市
	27日(金)	税に関する絵はがきコンクール表彰式 16:00	ニューいづみ
12月	15日(火)	公開セミナー「石原潤一氏講演会」 18:30	メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎
	16日(水)	青年部会税務研修会 18:00	プラザアリア

Editor Column

コ ラ ム



「やりきった」姿に感謝を込めて

我が家には中学3年生と高校3年生の息子がおり、偶然にも二人揃って部活動でテニスに打ち込んでいました。

特に熱心だったのは下の子です。本来面倒くさがりな私ですが、夏の厳しい暑さや冬の寒さの中での夜間練習、週末の試合など、保護者として楽しんで参加させてもらいました。子供が自ら努力を重ねたおかげで、親としても本当に素晴らしい経験ができたと感じています。

「もっとサポートしてあげられれば、さらに強くなれたのでは……」と思悩むこともありましたが、しかし、本人から「やりきった」という言葉を聞いたとき、これで良かったのだと心から納得することができました。

最後の試合が終わった日の夜、少し恥ずかしさもありましたが、心から「楽しませてくれてありがとう」と伝え、息子からも「今まで協力してくれてありがとう」という言葉が返ってきました。

テニスを通して出会えたすべての方々に感謝しつつ、これからは次の目標である受験に向かう二人を、温かく応援していきたいと思います。

(事務局 齋藤 千春)

